**同和教育について学びたい。**

**Ｑ 28**

同和教育の中心的課題は、法の下の平等の原則に基づき、不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を高めることです。大阪府は、人権教育の一環として、同和教育を推進しています。

**Ａ１　すべての学校において人権教育の一環としての同和教育が必要です。**

同和問題（部落差別）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する重大な問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる深刻かつ重要な課題です。その早期解消をはかることは、国民的課題でもあります。

同和問題（部落差別）に関する差別意識は、解消に向けて進んでいますが、なくなってはいません。「人権教育・啓発白書」（法務省・文部科学省　令和６年版）では、「インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している」「結婚差別、差別発言等を人権擁護上見過ごすことができない事象として捉え」ていると明記するとともに、法務省人権擁護局が把握した同和問題（部落差別）に関する人権侵犯件数を掲載しています。

「人権教育・啓発に関する基本計画」（閣議決定　平成23年）では、

① 　同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成８年７月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省、法務省）

②　学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）

とされています。

さらに、平成28年12月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」も、「現在もなお部落差別が存在する」と指摘するとともに、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うことを求めています。

すべての学校で、同和問題（部落差別）を正しく理解し、差別を許さない心を育むため、人権教育の一環としての同和教育を推進することが大切です。

**Ａ２　同和教育は様々な人権問題の解決に向けた取組みとして発展してきました。**

 大阪府教育委員会では、同和問題（部落差別）解決のために教育の果たす役割は重要であるとの認識のもと、教育の機会均等と進路保障、差別意識の解消など、同和教育の積極的推進を図ってきました。その結果、長欠や不就学の解消、高校進学率の上昇など、一定の成果をあげるとともに、子どもたちに豊かな人権感覚を育んできました。

今後も、同和教育のこれまでのノウハウや実績などを活かし、様々な課題を有する子どもたちの実態を的確に捉え、それらを踏まえて、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた取組みを推進していくことが大切です。

*★ＣＨＥＣＫ①★*

「大阪府同和対策審議会答申」(大阪府　平成13〔2001〕年９月)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12984282/www.pref.osaka.lg.jp/jinken/measure/toushin-h1309-index.html](https://warp.ndl.go.jp/info%3Andljp/pid/12984282/www.pref.osaka.lg.jp/jinken/measure/toushin-h1309-index.html)

大阪府では、この答申に基づき、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ることを基本目標に、同和問題（部落差別）の解決に取り組んでいます。

*★ＣＨＥＣＫ②★*

「大阪府人権教育推進計画」(大阪府　　令和４〔2022〕年９月改定)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/suishinkeikaku/index.html>

「大阪府人権施策推進基本方針」に示されている「人権意識の高揚を図るための施策」を着実に推進するための計画です。「人権啓発や同和教育の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を、学校、職場、地域などで一層充実させるとともに、従来の知識習得型の学習から、人権に関する知識が態度や行動に結びつくような実践的な学習へと転換を図ります」という、「大阪府人権施策基本方針」の施策の方向を踏まえた計画となっています。

[計画のあらまし]

１　人権教育の推進

２　人権教育に取り組む指導者の養成

３　府民の主体的な人権教育に関する活動の促進

４　人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

*★ＣＨＥＣＫ③★*

「大阪府人権白書 『ゆまにてなにわ』」(大阪府　各年度)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/work/>

このシリーズは、同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題全般について、わかりやすく解説しています。 初級者向け研修会などで活用できます。

「人権ポータルサイト『ゆまにてなにわWEB』」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/portal/index.html>

様々な人権問題についての情報を提供するポータルサイトです。

*★ＣＨＥＣＫ④★*

「人権教育のための資料」（大阪府教育委員会　平成11〔1999〕年度　第１集　～　平成20〔2008〕年度　第９集）

この資料は、各学校に冊子（ただし第９集のみＣＤ版）で配付しています。第５集の巻頭論文「人権を土台にすえた学校づくり」では、同和教育を中心に、大阪の人権教育の歴史を振り返っています。また、第９集では「自分自身・人間関係」「人権侵害と偏見」「地域学習」「歴史・公民学習」「労働・進路」の５つのテーマ・分野から同和問題（部落差別）に関する人権学習を中心とした人権学習プログラムを掲載しています。

*★ＣＨＥＣＫ⑤★*

「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ－人権学習プログラム－」（大阪府教育センター　平成19〔2007〕年３月）

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。同和問題（部落差別）を学習するプログラムを掲載しています。

*★ＣＨＥＣＫ⑥★*

「安全で安心な学校づくり 人権教育ＣＯＭＰＡＳＳ」シリーズ　(大阪府教育センター)

同和問題（部落差別）に関する人権学習についての教材等も掲載しています。

【補足と発展】

人権局人権企画課のホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/ichiran.html>）には、大阪府の人権に関する施策、学習教材、イベント講座案内、相談機関、人権関連の他のＨＰなどが紹介されています。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育基本方針・人権教育推進プラン〉（大阪府教育委員会　平成30〔2018〕年３月改正）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* 大阪府教育委員会では、昭和42年（1967年）に「同和教育基本方針」を策定し、「国民的課題」であり、「我が国固有の人権問題」である同和問題の解決に向けて同和教育を積極的に推進してきた。この中では、児童・生徒の就学を促進し、学力を向上させ、その可能性を最大限に伸ばし、教育の機会均等と進路の保障に努めるため、互いが切磋琢磨し支え合う集団づくりや参加型学習等指導方法の工夫・改善、校種間連携、職場体験など、多様な取組により、長欠や不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果を上げるとともに、子どもたちに豊かな人権感覚を育んできた。〔はじめに〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>

* 人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。〔第Ⅰ章－１．－(1)〕
* 人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。〔第Ⅰ章－１．－(2)〕
* 人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であることがわかる。このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の３つの側面（①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面）から捉えることができる。〔第Ⅰ章－１．－(4)〕
* 総合的な指導のためのプログラム例： 次の一連の学習により、児童生徒は自己の価値に関する認識から出発して、様々な人権課題の認識、社会的背景の考察、人権諸課題共通の概念習得を経て、人権実現のための具体的行動力の獲得に到達するまで、自然な流れの中で、諸要素を総合的に身に付けることが期待される。

①自分が生きている価値の実感（自己についての肯定的態度）

②お互いの間にある違いの自覚と尊重

③人権侵害の歴史的・社会的背景と当事者の生き方の学習

④様々な人権課題の解決に共通して必要な概念や枠組みに関する学習
（自尊感情・自己開示・偏見・悪循環・平等観・特権など）

⑤具体的な場面での行動力の育成

⑥人権が尊重される社会づくりにつながるような行動力の育成

〔第Ⅱ章－第２節－１．－(3)－参考〕

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」（文部科学省　令和６〔2024〕年３月改訂）

<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00006.htm>

* 令和の時代には、これまで以上に一層、学校における人権教育を充実させていくことが求められる。このため、第三次とりまとめ策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するものとして、本資料を作成した。第三次とりまとめと併せ、本資料が全国の学校・教育委員会で幅広く活用され、学校における人権教育がこれまで以上に充実することを期待する。〔はじめに〕
* 部落差別の解消には、人権教育が重要であることが示されている。〔Ⅱ－２．－（２）－⑥〕
* 「教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要」とされている。
〔Ⅱ－２．－（２）－⑥〕